

副

## 第27回黒潮町議会 12月定例会会議録

令和4年12月9日 開会

令和4年12月16日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 9 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明、質疑・委員会付託・委員会
12 月 10 日	土	休 会	休 会
12 月 11 日	日	休 会	休 会
12 月 12 日	月	休 会	委員会
12 月 13 日	火	休 会	委員会
12 月 14 日	水	本会議	一般質問
12 月 15 日	木	本会議	一般質問
12 月 16 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・提案趣旨説明、質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第96号

令和4年12月第27回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月2日

黒潮町長 松本 敏郎

記

- 1 期 日 令和4年12月9日
- 2 場 所 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂

令和4年12月9日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
		5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

4番 宮川徳光

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	徳廣誠司
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡辺健心
		産業推進室	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

8番 矢野昭三

9番 山崎正男

令和4年12月第27回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和4年12月9日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第45号から議案第61号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 45 号 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 46 号 黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48 号 黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 49 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 50 号 黒潮町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 51 号 黒潮町宮大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 52 号 黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 53 号 黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 54 号 令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 55 号 令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
- 議案第 56 号 令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 57 号 令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
- 議案第 58 号 令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 59 号 令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 60 号 令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 61 号 令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 32 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書
- 陳情第 33 号 「介護保険制度の改善を求める陳情書」の提出について

## 議 事 の 経 過

令和4年12月9日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和4年12月第27回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひします。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告をします。

宮川徳光君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

次に、報告第16号から18号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認お願ひします。

次に、本日までに受理しました陳情書は議席に配布しております文書表のとおりです。陳情第32号を総務教育常任委員会に、陳情第33号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で行動表を配布し、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和4年12月第27回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、多数のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、10月議会臨時会以降の主な事項につきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、令和5年度黒潮町予算編成の基本的な考え方につきまして報告いたします。

わが国の経済状況は、新型コロナウイルスの影響やウクライナ情勢に伴う原油、原材料の国際価格の高騰により、依然として厳しい状況にありますが、引き続き、感染症対策を徹底し、経済対策を推進するウィズコロナの姿勢で、この難局を乗り越えていかなければなりません。

こうした社会情勢の中、国は令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についてにおいて、経済財政運営と改革の基本方針2022に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、人への投資、科学技術、イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX（グリーントランスフォーメーション）への投資およびDX（デジタルトランスフォーメーション）への投資への予算の重点化を図ることとしております。

また、直近では、10月28日に閣議決定された物価高の克服、経済再生実現のための総合経済対策により、経済の現状認識と経済対策の基本的な考え方を踏まえ、経済再生に向けた具体的施策を推進することとしておりますので、引き続き、国や県の動向を確認していきながら、施策の充実を図ってまいります。

黒潮町の令和5年度の予算編成においては、これまでの事業計画協議等による指示事項に留意し、黒潮町総合戦略の政策の企画、実行に当たっての基本方針におけるPDCAサイクルによる継続的な業務改善を実行すること、事業等の取捨選択や転換に当たって掲げた視点を持つこと、中長期的な視点による経営の最適化を図ること等を踏まえ、創生基本計画、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4つの基本計画を基に9つの重点項目を定め、予算編成を行うこととしております。

9つの重点項目につきましては、まず1つ目に、新型コロナウイルス感染症における感染予防の継続とウィズコロナの時代を見据えた経済対策の推進。

2つ目に、製造業と一次産業を軸にした新産業創造事業の取り組み、

3つ目に、妊娠期から子育てまでの包括的な支援体制の強化。

4つ目に、黒潮町版地域包括ケアシステムの深化による地域社会の構築。

5つ目に、自ら考え判断し行動できる力、学び続ける力の育成。

6つ目に、全ての自然災害に対する防災・減災施策の推進。

7つ目に、移住・定住対策の推進及び安全な住宅地の形成。

8つ目に、高規格道路の早期完成と関連事業の推進。

そして9つ目に、カーボンニュートラル社会などSDGsの展開とDX（デジタルトランスフォーメーション）活用による新しい時代に対応したまちづくりの推進となっており、これら、9つの重点項目により、住民ニーズに的確かつスピード感を持って対応できるよう努めてまいります。

次に、第8回黒潮町地区防災計画シンポジウムおよび黒潮町夜間避難訓練につきまして報告いたします。

第8回黒潮町地区防災計画シンポジウムを11月5日に黒潮町総合センターを会場に、黒潮町自主防災会連絡協議会の主催により開催し、約180名の参加がありました。

学校からは三浦小学校、自主防災会からは市野々川地区、奥湊川地区により発表があり、そして、平成30年7月豪雨での被災地支援等から見てきた女性視点の重要性等を、女性と防災の会代表、日本防災士会愛媛県支部副支部長の小國恵子（おぐにけいこ）さんより報告がされました。

また、夜間避難訓練を同日実施し、まず緊急地震速報によるシェイクアウト訓練を行い、その後、津波浸水区域の地区では避難訓練、浸水区域外の地区では避難所開設訓練を行い、約2,900人の参加がありました。

夜間ということで、訓練中の事故が心配されましたが、安全面を考慮した計画により取り組んだ結果、自主防災会や国土交通省、警察、消防署、消防団の皆さまのご協力により、無事に訓練を終えることができました。

今後も、地区防災計画シンポジウムおよび夜間避難訓練につきましてしっかりと検証を行い、充実した内容となるよう、町としても取り組んでいきたいと考えております。

次に、社会資本整備事業の工事進捗（しんちよく）状況につきまして報告いたします。

まず、繰越明許の路線等について。

大方地域は、町道馬荷線、町道大井川馬荷線、町道湊川線、伊田郷地区の町道坂本長田支1号線は、2月から発注し10月下旬までに完成しておりますが、町道入野駅前支1号線および出口地区の松の下橋橋梁修繕、入野早咲・浜の宮地区の五本松橋橋梁修繕につきましては、9月に発注し、来年の3月末までの完成を予定しております。

また、佐賀地域の町道拳ノ川若山線につきましては、6月に発注し10月に完成しており、町道西の路線につきましては、11月に発注し、来年2月末の完成を予定しております。

続きまして、令和4年度予算につきまして、大方地域の町道馬荷線、町道大井川馬荷線、町道湊川線、町道坂本長田支1号線および有井川地区の新田橋橋梁修繕は発注済みであり、来年3月には完成予定となっております。

また、佐賀地域の町道ホソ田中角線、町道不破原藤本線は、7月に発注し11月に完成しており、町道荷稻拳ノ川線、町道伊与喜線、熊井トンネルの修繕、拳ノ川地区にあります大地橋橋梁修繕につきましては、来年3月の完成を予定しております。

そのほか、大方地域の入野早咲地区でございます旧国道の町道大方線と現国道大方改良とを結ぶ新設道路となる町道柳の川線につきましては、来週中には供用開始となりますので、併せて報告いたします。

次に、改良住宅の建築状況につきまして報告いたします。

これまで入居者の方々と協議を進めてまいりました、万行地区浜松改良住宅団地と横浜地区横浜改良住宅団地の建築工事について、今年度から始めております。

浜松改良住宅につきましては、5月に5棟発注し、10月中旬に完成しております、順次入居手続きを行い、既に入居されている世帯もございます。

横浜改良住宅につきましては、10月初旬に4棟発注し、2月末の完成を予定しております。

令和5年度以降は、令和10年度までの6年間にかけて、それぞれの改良住宅団地におきまして年間8棟から11棟の建築工事を順次進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染状況とワクチン接種について報告いたします。

全国的に第8波に入ったと言われております新型コロナウイルス感染症ですが、県内でも11月15日以降、感染者数が急増傾向にあり、11月29日には760人の感染者が確認されるなど、今後の感染者数の急増による医療提供体制の強化が急務となっております。

感染者の状況は、圧倒的に1歳から50歳代までの若い年齢の方が多くなっていますが、60歳以上につきましても施設でのクラスター等も発生している関係により、増減を繰り返しながら増加傾向となっております。

こういった状況を受け、県は11月28日に対応を注意から警戒に引き上げております。

次に、ワクチン接種につきまして。

11月28日現在のオミクロン株対応のワクチン接種者数は、対象者8,928人中3,144人であり、接種率は35.2パーセントとなっております。

現在、国の方針で令和5年3月31日までにワクチン接種を終了するように決められているため、オミクロン株対応ワクチン接種の積極的な早期接種の勧奨を行っております。

また、この冬は、新型コロナと季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているため、特に高齢者や基礎疾患のある方々は、ぜひともインフルエンザのワクチンも積極的に接種していただくようお願いいたします。

最後になりますが、非常に感染力が強いコロナウイルスやインフルエンザウイルスにつきましては、マスク、手洗い、3密回避といった基本的な感染防止対策が重要でございますので、これまで同様に対策の徹底につきまして、改めてご協力をよろしくお願い致します。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、8 番矢野昭三君、9 番山崎正男君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 16 日までの 8 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 12 月 16 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 45 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 61 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (松本敏郎君)

それでは、令和 4 年 12 月第 27 回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、ご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第 45 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 61 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてまでの 17 議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の改正等が 9 件、補正予算が 8 件の、合計 17 議案となっております。

まず、議案第 45 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例案は、令和 4 年 8 月 8 日付の人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告、いわゆる人事院勧告の趣旨に沿った、一般職の職員の給料月額および勤勉手当と会計年度任用職員の給与月額を改正するもので、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 2 つの条例を一括して改正するものでございます。

黒潮町としましては、これまでも国の人事院勧告を尊重してきており、今回におきましても、勧告どおりに実施したいと考えております。

月例給として、民間給与との格差を埋めるため、初任給および若年層の俸給月額を上げるとともに、賞与につきましても 0.1 月分引上げることとしております。

また、会計年度任用職員の給料表も一般職の職員の給料表にならい、改正するものでございます。

次に、議案第 46 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、一般職の職員と同様に、人事院勧告の趣旨に沿って、町長等の期末手当につきましても 0.05 月分引上げることとするものでございます。

次に、議案第 47 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、一般職の職員と同様に、人事院勧告の趣旨に沿って、町議会の議員の期末手当につきましても 0.05 月分引上げることとするものでございます。

次に、議案第 48 号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和 3 年 6 月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、60 歳を境に適用される定年制度等について、改正するものでございます。

主な改正内容としては、現行 60 歳の定年を令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつ引き上げ、令和 13 年 4 月に 65 歳となるものでございます。

次に、議案第 49 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、一部改正及び廃止をしようとするもので、地方公務員の定年延長制度の改正に伴い 13 の条例を一括して改正などを行うための条例の制定となっております。

次に、議案第 50 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布されており、4 月 1 日から施行が必要な項目については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行い、令和 4 年 6 月、第 23 回黒潮町議会定例会にて、ご承認を頂いたところでございますが、今回は、それ以外の項目について改正をするものでございます。

次に、議案第 51 号、黒潮町宮大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、高規格道路事業に伴い、起業地内に浮津地区集団墓地が存在しており、調査の結果、当時の浮鞭村の墓地であることが確認されましたので、今回黒潮町宮大方地区共同墓地として本条例に加えるものでございます。

次に、議案第 52 号、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、心の健康について、これまで健康増進計画の中に包含(ほうがん)する形で計画しておりましたが、自殺対策計画として取り出した表記をする方が望ましいことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 53 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令が、令和 4 年 7 月 1 日より施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 54 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 9,921 万 4,000 円を追加し、歳入歳出総額を 114 億 4,460 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、議会費では、国の人事院勧告に伴う対応のほか、議員期末手当の支給率の調整及び実績見込みによる人件費の調整により 26 万 7,000 円の減額。

総務費では、国の人事院勧告に伴う対応、特別職期末手当の支給率の調整及び実績見込みによる人件費の調整のほか、新型コロナウイルス感染症対策や、来年 4 月に予定をしております黒潮町議会議員選挙における執行経費の一部を計上したこと等により 3,504 万 5,000 円の増額。

民生費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整の他、ひとり親家庭医療費助成金、重度心身障がい児者助成金、障害者自立支援給付費等、各種扶助費の追加などにより 4,005 万 4,000 円の増額。

衛生費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整の他、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のための出産・子育て応援交付金の追加などにより 682 万 4,000 円の増額。

農林水産業費では、国の人事院勧告に伴う対応のほか、人件費の調整により 221 万 3,000 円の増額。

商工費では、国の人事院勧告に伴う対応及び、実績見込みによる人件費の調整の他、設備投資を伴う新たな取り組みにチャレンジする企業や高知県産業振興計画の実行に伴う総合的支援を行うための高知県補助金における町の上乗せ分として、黒潮町新事業チャレンジ支援事業費補助金、黒潮町産業振興推進総合支援事業費補助金の追加などにより 1,000 万 6,000 円の増額。

土木費では、国の人事院勧告に伴う対応及び実績見込みによる人件費の調整などにより、743 万 4,000 円の増額。

消防費では、国の人事院勧告に伴う対応及び実績見込みによる人件費の調整などにより、182 万 4,000 円の増額。

教育費では、国の人事院勧告に伴う対応及び実績見込みによる人件費の調整などにより、261 万 4,000 円の減額。

災害復旧費では、国の人事院勧告に伴う対応及び実績見込みによる人件費の調整などにより、130 万 5,000 円の減額。

これらの歳出に対応するための歳入は、国・県支出金、諸収入及び町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整を行っております。

次に、議案第 55 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,548 万 5,000 円を減額し、歳入歳出総額を 14 億 5,145 万 8,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、年度当初からの職員の異動処理等現状の配置に応じた人件費所要見込額算出による補正、そして、国の人事院勧告による職員の給料月額及び勤勉手当等の改定及び特別職の期末手当の改定、また、コロナワクチン接種業務などを含む時間外勤務手当等、人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 56 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 327 万 1,000 円を減額し、歳入歳出総額を 17 億 8,232 万円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動等及び国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整等によるものでございます。

次に、議案第 57 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 26 万 9,000 円を追加し、歳入歳出総額を 7,638 万 6,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動等及び国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 58 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 80 万 9,000 円を追加し、歳入歳出総額を 18 億 2,933 万 6,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動等及び国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 59 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 138 万 7,000 円を減額し、歳入歳出総額を 1,713 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整及び専門職の担当する業務分担の変更によるものでございます。

次に、議案第 60 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 50 万 1,000 円を追加し、歳入歳出総額を 2 億 2,613 万 8,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動等、及び、国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

最後に、議案第 61 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、収益的収入及び支出である第 3 条予算において、既決の予算に 76 万 7,000 円を減額し、総額を 2 億 6,892 万 2,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動等、及び、国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整、および、電気料金の値上げに伴うものでございます。

説明は以上でございますが、このあと、副町長、並びに、関係課長に補足説明をさせますので、適切なお決定を賜りますようお願い致します。

なお、議会最終日に人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 件の議案を追加させていただき予定となっておりますので、併せてよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

私の方からは、議案第 45 号から議案第 49 号までの条例改正等に伴う 5 つの議案の補足説明を行います。

初めに、議案第 45 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例および黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、令和 4 年 8 月 8 日付の人事院勧告の趣旨に沿った、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当と会計年度任用職員の給与月額を改正するもので、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例および黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 2 つの条例を一括して改正するための条例案となっております。

議案書は 2 ページ、条例案は 3 ページから、また、新旧対照表は参考資料の 1 ページから 16 ページに、

それぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

条例案について説明をさせていただきますので、議案書3ページをお開きください。また、参考資料の新旧対照表につきましても、併せましてご参照をお願いします。

まず、第1条では、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、一般職の職員の勤勉手当の改正と、別表第1の給料表を改正するもので、第23条第2項第1号に規定しております勤勉手当については、再任用職員以外の職員の支給率を、12月期の勤勉手当で0.1月引き上げ、これまでの100分の95から100分の105とするものです。

また、同項第2号で規定しております再任用職員の勤勉手当の支給率を、12月期の勤勉手当で0.05月引き上げ、これまでの100分の45から100分の50とするものです。

また、別表第1の給料表は、初任給および若年層の給料月額を平均改定率0.3パーセント引き上げ、初任給については、一般職試験高卒程度に係る初任給を4,000円引き上げるなど、勧告に基づいた給料表の改正を行っているものです。

附則において、この改正の施行は公布の日からとなっておりますが、適用は令和4年4月1日で、遡及して適用するものとなっているものです。

6ページをお開きください。

次の7ページにかけて、第2条では、先の第1条で改正した一般職の職員の勤勉手当をさらに改正するもので、支給率の引き上げを6月期と12月期に分配し平準化するものです。

勤勉手当の再任用職員以外の職員の支給割合を100分の100に、再任用職員の支給割合を100分の47.5に、それぞれ改定するものです。

附則において当該改正の施行は、令和5年4月1日となっているものです。

次の7ページです。

第3条では、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、会計年度任用職員の給与表第1表の給料表も一般職の職員の給料表にならい、改正するものです。

附則において当該改正の施行も、令和5年4月1日となっているものです。

以上、議案第45号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第46号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、一般職の職員の勤勉手当改定と同様に、人事院勧告の趣旨に沿って、町長等の期末手当について改正するための条例案となっております。

議案書は12ページ、条例案は13ページ、また、新旧対照表は参考資料の17ページから18ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

条例案につきまして説明をさせていただきます。議案書13ページをお開きください。また、参考資料についてもご参照をお願いします。

第1条では、同条例第4条ただし書き中の期末手当の支給率を12月期の期末手当で0.05月引き上げ、これまでの100分の147.5から、100分の152.5とするものです。

この改正案は公布の日からの施行となっており、令和4年12月1日からの適用となっているものです。

次に、第2条では、先の第1条で改正した町長等の期末手当の支給率0.05月引き上げをさらに改正し、6月期と12月期に配分して平準化するもので、期末手当の支給割合を100分の150にそれぞれ改定するものです。

当該改正の施行は、令和5年4月1日となっているものです。

続きまして、議案第47号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、一般職の職員の勤勉手当改定と同様に、人事院勧告の趣旨に沿って、町議会の議員の期末手当について改正するための条例案となっております。

議案書は14ページ、条例案は15ページ、また、新旧対照表は参考資料の19ページから20ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

条例案について説明をさせていただきますので、議案書15ページをお開きください。また、参考資料につきましても併せてご参照をお願い致します。

第1条では、条例第2条第2項ただし書き中の期末手当の支給率を12月期の期末手当で0.05月引き上げ、これまでの100分の147.5から100分の152.5とするものです。

この改正は公布の日からの施行となっており、令和4年12月1日からの適用となっているものです。

次に、第2条では、先の第1条で改正した町会議員の期末手当の支給率0.05月引き上げをさら改正し、6月期と12月期に配分し平準化するもので、期末手当の支給割合を100分の150にそれぞれ改定するものです。

当該改正の施行は、令和5年4月1日となっているものです。

以上、議案第47号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第48号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正をする法律が公布され、令和5年4月1日より施行されることに伴い、60歳を境に適用される定年制度等について改正する条例案となっております。

主な改正内容としましては、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職員勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制を導入するものです。

議案書は16ページ、条例案は17ページから、また、新旧対照表は、参考資料の21ページから29ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

条例案につきまして説明をさせていただきますので、議案書17ページをお開きください。また、参考資料も併せてご参照をお願いします。中段辺りにあります。

まず、第2条は定年制度として、第3条では、定年の引上げにより職員の定年年齢は原則65歳に改正しているもので、定年引き上げに当たっては国家公務員と同様に段階的に引き上げることとなりますが、定年の段階的引き上げについては附則第2項において、経過措置として定めているものです。

また、ただし書きで規定していた、拳ノ川診療所に勤務する医師の定年年齢は、同条第2項において同様に規定するよう改正しているものです。

18ページをお開きください。

次に、第3章管理監督職務上限年齢制、いわゆる役職定年制について規定するもので、第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定める規定となっており、対象となる管理監督職については、管理職手当を支給される職員の職とするものです。

次の第7条は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年が適用される年齢を定める規定で、役職定年が適用される年齢は60歳と定めているものです。

次の第8条は、役職定年を行うに当たって遵守すべき基準を定める規定となっており、第1条で、当該

職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任をすること。

第2号で、役職定年による降任等後の職については、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任をすることとしております。

第3号で、管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職に係る降任等について規定しているものです。

次の19ページです。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢制による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定める規定で、管理監督職を占める職員について、当該職の管理監督職以外の職への異動により公務の運営に著しい支障が生ずるなど一定の事由があると認めるときは、1年を超えない期間内で異動期間を延長し、引き続き、従来占めていた管理監督職として勤務をさせることができることとするものです。

また、勤務延長型特例任用に係る異動期間の再延長は、町長の承認を得て、1年を超えない期間を単位として、当初の異動期間の末日の翌日から起算して3年を上限に行うことができることとしているものです。

次の第10条には、前条の異動期間の延長等にはあらかじめ職員の同意を要するものとし、第11条には、延長の事由が消滅したときは、管理監督職以外の職への異動をすることを定めております。

次の20ページにかけて、第4章定年前再任用短時間勤務制について、第12条では、60歳に達した日以後に退職をした者であって、その者に係る定年退職日相当日までの間にあるものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとしているものです。

次に、第5章雑則について、定年に関する経過措置として附則第2項を加え、職員の定年の引き上げについては、令和5年度から令和13年度までに2年に1歳ずつ引き上げることとを規定しているものです。

また、情報の提供及び勤務の意思の確認に係る規定として附則第3項を加え、当分の間、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用、給与に関する措置の内容等の必要な情報を提供することとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めることとしているものです。

次の21ページです。

改正附則第1条は施行期日を定める規定となっており、令和5年4月1日施行となりますが、改正附則第11条は令和5年度に60歳に達する職員に対して令和4年度に情報提供、意思確認を行うための規定であるため、公布の日から施行することとしているものです。

21ページ下段から24ページにかけて、改正附則第3条から第6条までの規定は、定年退職者等の再任用、暫定再任用に関する経過措置で、令和14年3月31日までの間、任命権者は、定年退職等をした職員のうち年齢65年に達する日以後における最初の31日までの間にある者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができることとするなど規定しているものです。

以上、議案第48号の補足説明を終わります。

最後に、議案第49号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。

この条例制定案は、地方公務員法の一部を改正する法律、令和3年法律第63号の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、一部改正及び廃止をしようとするもので、地方公務員法の定年引き上げに伴い13の条

例を一括して改正などを行うための条例制定案となっております。

議案書は26 ページ、条例案は27 ページから、また、新旧対照表は参考資料の30 ページから71 ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

条例案につきまして説明をさせていただきますので、議案書27 ページをお開きください。また、参考資料の新旧対照表もご参照をお願い致します。

第1条については、黒潮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となっております、第6条第1項中現行の再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員と改めるもので、地方公務員法改正に伴う用語の整理を行うものです。

次の第2条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正となっております、第2条第2項中に第5号を加え、公益的法人等への派遣対象職員から除く職員に、特例任用により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するものとなっております。

次の第3条は、黒潮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正となっております、第3条中、地方公務員法改正による定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理を行っているものです。

次の第4条は、黒潮町職員の降給に関する条例の一部改正で、第2条の降級の種類、第3条の降格の事由に係る規定を改正するもので、降給の種類には、管理監督職勤務上限年齢制による管理監督職以外の職への転任に係る降給を加えるほか、降格の事由に係る規定を整理するものです。

また、附則の改正により、給料の月額7割措置を受ける職員については、当該措置による降給についても降給の種類とするものとし、給料月額7割措置による降給の場合には、対象となる職員への降給月額は異動することとなった旨の通知を行うこととしているものです。

次の28 ページをお開きください。

第5条は、黒潮町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、第3条の減給の懲戒処分において、給料月額7割措置等により、減給発令後の減給期間中に給料月額の減額があった場合であって、懲戒処分による給料月額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を懲戒処分による減給額とするものと定めているものです。

次の第6条は、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第3条第3項、第4条、第5条第2項及び第14条第1項について、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理や所要の用語の整理を行うものです。

次の29 ページにかけて、第7条は黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっております、育児休業及び育児短時間勤務に係る規定を改正しているもので、第2条および第8条の2では、育児休業及び育児短時間勤務することができない職員に、特例任用により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するもので、また、第8条の9、第8条の10、第8条の12および第9条第1項においては、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理や所要の用語の整理を行うものとなっております。

29 ページから31 ページにかけては、第8条の黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を整理しているもので、第6条第9項では、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について、現行の再任用職員の給料月額と同額を基準給料月額として規定するほか、第13条、第16条、第22条、第23条および第26条においては、所要の用語の整理を行っております。

また、附則第10項では、職員の定年の引き上げに伴う措置に係る規定を追加しており、当分の間、職員の給料月額は当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、給料表に定める給料月額に100分の70を乗じて得た額とし、同第12項では、管理監督職勤務上限年齢制により管理監督職以外の職の異

動をされた職員であって、給料月額7割措置による減額後の給料月額が異動日前日の給料月額に100分の70を乗じて得た基礎給料月額に達していない場合には、当分の間、基礎給料月額と特定日の給料月額との差額に相当する額を給料として支給するものとしております。

また、同条第13項では、管理監督職勤務上限年齢調整額と職員の給料月額との合計額が、当該職員の属する職務の級における最高号給の給料月額を超える場合には、当該最高号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額との差額に相当する額を管理監督職勤務上限年齢調整額とするものとしております。

32 ページをお開きください。

第9条は、黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正となっており、第3条および第4条第3項において、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理を行うものとなっております。

次の第10条は、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正となっており、第1条において、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理を行うものとなっております。

次の第11条は、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部改正で、医師の定年年齢は70歳であり、定年前再任用短時間勤務職員としての位置付けが想定されないことから、医師の給料表を整理するものとなっております。

35 ページをお開きください。

第12条は、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正となっており、第3条において、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理を行うものとなっております。

第13条は、黒潮町職員の再任用に関する条例の廃止としており、職員の定年の引き上げおよび定年前再任用短時間勤務制に係る規定の追加に伴い、従来の再任用制度を廃止するため、当条例を廃止するものとしているものでございます。

附則として、第1条の施行期日は令和5年4月1日となっております。

また、第2条は定義を定めており、附則各号において用語の意義として、第1号に令和3年改正法、第2号に暫定再任用職員、第3号に暫定再任用短時間勤務職員、第4号に定年前再任用短時間勤務職員を定めております。

36 ページをお開きください。

第3条以下に、暫定再任用に関する各条例の適用関係等について所要の経過措置等を定めております。

以上、長くなりました。議案第45号から第49号までの補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長(小松孝年君)

住民課長。

住民課長(宮川智明君)

それでは私の方からは、議案第50号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例および、議案第51号、黒潮町営大方地区共同墓地設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第50号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてご説明致します。議案書は38ページからになります。

改正理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布をされており、4月1日から施行が必要な項目につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、令和4年6月、第23回黒潮町議会定例会にてご承認をいただいたところでございます。

今回はそれ以外の項目について改正をするものです。

それでは、個々の条文につきまして新旧対照表にてご説明致します。

参考資料の72ページをお開きください。

下線の部分が改正箇所となっております。

上段の第18条の4の規定は、納税証明書の交付手数料に関する規定として、DV被害者等の保護のため、住所に代わる事項の記載をしたものについても同様の取り扱いをすることとなったため、文言の追記を行うものです。

中段以降の第33条については、所得割の課税標準に関する規定を整備するものです。

4項、そして次のページ73ページ中段以降の6項については、総合課税、または分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用することとなったため、所要の改正を行うものです。

1枚めくっていただきまして、74ページ上段の第34条の9につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割の控除に関する規定です。

こちらは、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行うこととするものです。

続きまして、下段の第36条の2につきましては町民税の申告についての規定として、次のページ75ページ中段部分につきましては、公的年金等の受給者の住民税申告義務に関する規定です。配偶者特別控除額についての規定を追記しております。

1枚めくっていただきまして、76ページをお願いします。

上段部分の下線箇所につきましては、法施行規則改正による項のずれを反映させるものです。

続きまして、第36条の3の2につきましては、町民税に係る給与所得者の申告に関する規定です。見出し部分の扶養親族の後ろに、等の文言を追加します。

また、下段のカッコ2につきましては規定の追加を行うもので、配偶者特別控除等の適用を確実に判定するため、給与所得者および公的年金受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者の氏名を記載することとする等の法の一部改正が行われたことに伴い、関係規定の整備を行うものです。

次に、77ページをお願いします。

上段の見出し部分につきましては、先ほどご説明したものと同様に、扶養親族の後ろに等の文言を追加を致します。

また、中段の下線部分につきましては法律改正に伴うもので、公的年金受給者の扶養親族等申告書について、一定の配偶者および16歳を超える扶養親族を有する者について、提出義務を追加をするものです。

なお、この規定は退職手当を有する者に限った規定となっております。

下段のカッコ2につきましては、申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加する規定となっております。

1枚めくっていただきまして、78ページをお願いします。

第73条の2の規定については、固定資産課税台帳の閲覧手数料に関する規定です。

改正内容としましては、固定資産課税台帳の閲覧、証明書の交付におけるDV被害者等の支援措置を講ずるものです。

民法改正に伴いまして不動産登記法の一部改正があり、DV被害者等から登記所に支援申し出があった場合に、当該申出者に係る登記事項証明書については、申出者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載する事になりました。これに伴い、市町村においても閲覧等を通じてDV被害者等の登記簿上の住所が漏

れないようにする措置を規定するものです。

続いて、下段の附則第7条の3の2につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定です。

法律改正に伴いまして、対象期間を令和15年までとなっていたものを令和20年度まで5年延長するものです。

79ページをお願いします。

中段以降の第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定です。

現行制度においては、上場株式等の配当所得等および譲渡所得等のうち、特定配当に係る所得および特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、所得税と個人住民税で課税方式が一致しないケースが見られます。

金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる法律改正がなされたことにより、関係規定の整備を行うものです。

1枚めくっていただきまして、80ページの中段以降、第17条の2第3項の下線部分につきましては、引用条項の削除に伴うものです。

続いて、下段の第20条の2から82ページまでの改正につきましては、申告方式の選択に係る規定の整備を行うものです。

続いて、83ページをお願いします。

第26条につきまして、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定です。

こちらは、住宅ローン減税に関する特例が包括的に期間延長されたことによりまして、個別の規定である本条について削除を行うものです。

1枚めくっていただきまして、84ページをお願いします。

ここからは第2条による改正となっております

第36条の3の3、第1項中の扶養親族の次に、年齢16歳未満の者又はを加え、有しない者を除くを有する者に限るに改めるもので、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うものです。

最後に、下段の第2条につきましては、町民税に関する経過措置についての規定です。こちらも法改正に伴い、規定の整備を行うものです。

議案書の41ページにお戻りください。

附則第1条において施行日を定めておりまして、令和5年1月1日からの施行としております。

ただし、次、1号に掲げる規定につきましては令和6年1月1日、2号に掲げる規定につきましては令和6年4月1日の施行となります。

また、第2条では納税証明書に係る経過措置、第3条では町民税に関する経過措置、1枚めくっていただき、42ページをお願いします。第4条では固定資産税に関する経過措置についての適用について定めております。

以上で議案第50号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号、黒潮町営大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は43ページからになります。

改正理由としましては、高規格道路事業に伴いまして起業地内に浮津地区集団墓地が存在をしております

して、調査の結果、当時の浮鞭村の墓地であることが確認をされましたので、本条例に加えるものです。

改正内容につきまして新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 85 ページをお開きください。

最下段の下線部分が改正の箇所となっております。第 2 条の名称および位置の表に、名称、黒潮町浮津共同墓地、そして右側の位置、黒潮町浮鞭字国帰坂(くにきざか)3471 を加えるものです。

以上で、議案第 50 号および議案第 51 号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 52 号、黒潮町健康増進計画食育推進計画審議会設置条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を致します。議案書は 45 ページ。条例案は 46 ページ。参考資料は 86 ページになります。

黒潮町健康増進計画食育推進計画審議会につきましては住民の健康づくりの指針として、平成 25 年度に策定をしました黒潮町健康増進計画食育推進計画にかかる町長の諮問機関として設置をされたもので、計画や取り組みにかかる進捗管理等について町長に意見具申をする審議会を設置するものとして整理をし、令和 2 年に本条例を制定しております。

今回の改正にかかる心の健康につきましては、これまで健康増進計画の中に包含する形で計画しておりましたが、自殺対策計画として取り出した表記をする方が望ましいことから、今回の一部改正に至ったものでございます。

個々の条文について、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の 86 ページをお開きください。題名につきましては黒潮町健康増進計画の次に自殺対策計画を加え、黒潮町健康増進計画食育計画自殺対策計画審議会設置条例に改めるものでございます。第 1 条において根拠法令に自殺対策基本法にかかる計画に係る部分を加え、三つの計画にかかる審議をすることを明確に規定をし、審議会の名称を黒潮町健康増進計画食育推進計画自殺対策計画審議会とすることとしたものです。

第 2 条では、所掌事務を規定しておりますが、三つの計画にかかる策定に関する事、推進および評価に関する事、その他必要な事項に関する事の 3 点について、1 号から 3 号に規定するように改めております。

付則につきましては交付の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 52 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第 53 号、黒潮町情報センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は 47 ページから 48 ページ。新旧対照表は参考資料 87 ページから 88 ページとなっております。

インターネット接続サービスについて利用者保護の観点により解約時の条件について回線接続事業者側に一定の制限をかけることを目的として、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令が令和 4 年 7 月 1 日より施行されました。その省令の施行を受けて黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

まず、付則第 2 項で定める期間の次に事項において指定期間というを加えまた引き込み工事の費用を引

き込み工事費に改めることにより文言の整理を行っております。

また、付則第3項の追加は、加入金および引き込み工事費の全額免除についてこれまで規則で定める期間を経過せずにサービスを解約した加入者は免除を取り消し、全額を一括で納付していただいていたものを、引き込み工事費については指定機関で按分し、加入月数分を納付額から減額するようにするものです。

なお、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の施行日が本年7月1日のため、同行第1号および第2号により引き込み工事の完了時期により解約時の取り扱い区分をするようにしております。

以上で、議案第53号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

提案理由の説明の途中でありますけれども、この際10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 24分

再 開 10時 40分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を行います。

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第54号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。議案書は49ページとなっております。

それでは、一般会計予算書の1ページをお開きください。一般会計補正予算第7号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ9,921万4,000円を追加し、総額をそれぞれ114億4,460万4,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費、第3条で地方債の変更を行っております。詳細につきまして、まず歳出の事項別明細書からご説明を致します。17ページをお開きください。主だった事業につきましてご説明を致します。

まず、1款1項1目議会費の26万7,000円の減額は国の人事院勧告に伴う対応のほか、議員期末手当の支給率の調整および実績見込みによる人件費の調整となっております。以下同様に2款総務費から11款災害復旧費までの2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、国の人事院勧告に伴う対応および実績見込みによる調整となっております。このことに関係致しまして36ページをお開きください。この給与費明細書におきまして、各予算科目における補正額等を区分ごとに示しております。37ページ中段のA、会計年度任用職員以外の職員におきまして補正後と、補正前の差額を比較の欄で示しております。給料で2,130万3,000円の減額。職員手当670万4,000円の増額。そして共済費158万4,000円の増額が予算計上額となっております。

17ページにお戻りください。2款1項1目一般管理費1節報酬の総務人事関係用務32万円は、実績見込みによる追加。総務関係用務、57万3,000円および次ページ18ページの8節、旅費の会計年度任用職員費用弁償7万5,000円は、産休代替職員1名分のための費用となっております。

中段の2目人事管理費4節共済費の会計年度任用職員等負担金223万3,000円は、本年10月からの共済組合制度の適応拡大に伴い、今後の費用負担の実績見込み等を踏まえた調整となっております。

続きまして、3目財産管理費、10節需用費822万8,000円は庁舎等にかかる電気料および地区放送等の修繕料となっており、17節備品購入の825万2,000円は公用車購入費用の追加となっております。

19 ページ 12 節委託料の決算統計システム改修業務委託 33 万円は、総務省がおこなう地方財政状況調査の調査項目の追加に伴うシステム改修費用の追加となっております。

次に、15 目新型コロナウイルス感染症対策費 362 万円につきましては、17 節備品購入費の避難所用感染対策備品 138 万円。18 節負担金補助及び交付金の小規模農業者支援事業費補助金 49 万円。高知県の給付金対象とならない町内の介護事業所等に対する、電気、ガス、燃料費等の物価高騰対策にかかる経済支援交付金 175 万円の追加となっております。

続きまして、次ページ 20 ページの下段から 21 ページにかけての 4 項 3 目黒潮町議会議員選挙費 424 万 8,000 円は 4 月に予定をしております黒潮町議会議員選挙におきまして、ポスター掲示板等にかかる設置手数料や設置材料費といった執行経費の一部を本年度で予算計上し、資材調達等が早期に確実にできるよう準備を進めるための費用となっております。

次に、22 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、11 節役務費の一人親家庭医療費審査支払い手数料 6 万円。19 節扶助費一人親家庭医療費助成金 200 万円は、実績見込みによる追加となっており、27 節繰り出し金、国民健康保険特別会計繰り出し金 33 万 8,000 円は、本議会で提案いたします国民健康保険事業特別会計の補正予算に対応したものととなっております。

続いて、2 目、身体障害者援護費 19 節扶助費、重度心身障児者医療費補助金 1,200 万円および 23 ページ中段の 7 目障害者自立支援給付費 4,000 万円は、実績見込みによる増額となっております。同ページ 23 ページの 2 項 1 目老人福祉総務費、27 節繰出金、介護保険特別会計繰出し金 59 万 9,000 円。介護サービス特別会計繰出し金マイナス 138 万 7,000 円。後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金 50 万 1,000 円は、本議会で提案致します各特別会計の補正予算に対応したものととなっております。

続いて、24 ページ。3 款 3 項 3 目児童福祉施設費、14 節工事請負費の大方くじら保育所厨房改修工事、マイナス 591 万 4,000 円。17 節、備品購入費の厨房機器マイナス 399 万 3,000 円につきましては、年度内に資機材の調達が困難であることから減額するものでございます。

続きまして、25 ページ。4 款 1 項 4 目母子保健費。18 節負担金補助及び交付金の不妊治療助成金 50 万円は、実績見込みによる追加となっております。また、19 節扶助費出産子育て応援交付金 500 万円は妊娠時から、出産子育てまで一貫した伴走型相談支援と、経済的支援のための交付金で、令和 4 年 4 月以降妊娠出産に対しまして、定期的な相談支援を行い、必要な支援メニューに繋ぐ伴走型支援と妊娠届出時および出生届出時の経済的支援として 10 万円を給付するものでございます。同節の妊婦一般健康診査 7 万円は、県外で受診した場合の償還払いにかかる費用を見込んで計上するものでございます。

続きまして、6 目環境衛生費、18 節負担金補助及び交付金の合併浄化槽設置整備補助金 400 万 2,000 円は実績見込みによる増額となっております。続いて 7 目診療所費、27 節繰出金、国民健康保険直診特別会計繰出し金 26 万 9,000 円は本議会で提案致します国民健康保険直診特別会計の補正予算に対応したものととなっております。

続きまして、26 ページ 4 款 2 項 3 目し尿処理費、10 節需用費の電気料 198 万 3,000 円は、黒潮町衛生センターの電気料金の増額に伴う対応となっております。

続いて、29 ページをお開きください。7 款 1 項 4 目産業推進費の 18 節負担金補助及び交付金は、設備投資を行う新たな取り組みにチャレンジする企業や高知県産業振興計画の実行に伴う総合的支援を行うための高知県補助金における町の上乗せ分として、黒潮町新事業チャレンジ支援事業費補助金 621 万 2,000 円。黒潮町産業振興推進総合支援事業費補助金 1,126 万 4,000 円を計上しております。上段にあります 11 節役務費の処分料 11 万につきましては、新事業チャレンジ支援事業による設備投資にかかる機械の入れ替えに

に伴い処分する費用を計上しております。

続きまして、30 ページ、8 款 2 項 1 目道路橋梁維持費、10 節需用費の修繕料 150 万円は、土砂撤去や舗装修繕にかかる実績を見込み修繕料を増額するものでございます。また、31 ページ中段 8 款 6 項 1 目住宅管理費 10 節需用費の修繕料 250 万円は公営住宅の明け渡し修繕や、キッチン改修等の実績を見込み修繕料を増額するものでございます。続きまして 9 款 1 項 1 目常備消防費、18 節負担金補助及び交付金 165 万 4,000 円は、幡多中央消防組合本部に対する分担金となっております。

次の 32 ページ 2 目、非常備消防費 12 節委託料の消防団事務委託 20 万円は、黒潮消防署に対するもので、消防団の出動等に対する費用を実績見込みに追加しております。

続いて 34 ページ、10 款 4 項 4 目図書館費 10 節需用費 50 万 5,000 円及び 13 節使用量及び賃借料 27 万 1,000 円は、大方あかつき館の空調設備の故障に伴い、冬場の館内の環境対策のため暖房危機をリース対応するため党の費用となっております。また 12 節委託料 129 万 8,000 円は、大方あかつき館空調設備改修工事設計委託の予算を追加しております。

続きまして、歳入を説明をさせていただきます。14 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。主なものにつきまして説明をさせていただきます。15 款国庫支出金及び 16 款県支出金につきましては、説明欄に記載がありますとおり歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

続きまして、15 ページ、19 款繰入金、財政調整基金繰入金 4,199 万 1,000 円の増額は、収支の調整を行うものでございます。また、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金 358 万 2,000 円の増額は、前年度までに受領した寄附金の基金を取り崩し、コロナ対策事業に充当するためのものでございます。

続いて 21 款、諸収入のうち 4 目雑入の一体的実施推進事業費補助金 30 万円は、事業費の一部が国保連合会から補助されるものとなり、4 目過年度収入の後期高齢者医療広域連合医療給付負担金返還金過年度分 1,286 万 9,000 円は給付費の負担金精算額が超過額として返還されることに伴う対応となっております。

次のページ 16 ページの 22 款町債は、説明欄のとおり、810 万円の減額をするものです。

次に、9 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費をご覧ください。繰越の要因と致しましては、喫緊の社会情勢により半導体不足等となり年度内の事業完了が見込めないことや、国県の工事発注と重なり、入札の不調となったことによるもの。また今後の入札不調を避けるため、来年度 4 月以降の完成とし、工期を長く取るなどの対策を行う事等のため合計で 8 件、8,035 万 5,000 円となっております。

次に 10 ページの第 3 表地方債補正をご覧ください。この地方債の補正はそれぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 10 億 4,614 万 3,000 円を補正後は 10 億 3,804 万 3,000 円とするもので、その他記載の方法利率の変更はございません。なお、補正後の限度額は先ほどの 16 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 54 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、議案第 55 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は 50 ページにあり、予算書につきましては表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の 1 ページをお開きください。第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,548 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 5,145 万 8,000 円とするものになります。補正

の主な理由につきましては、前年度当初からの職員の異動処理と現状の配置に応じた人件費、所要見込み実績見込み額による減額補正となっているものでございます。これらの補正には令和4年8月8日付けの人事院勧告の主旨に沿った一般職の職員の給与月額及び勤勉手当等の改定を見込んだ増額と関連して条例改正を見込んでいる特別職の期末手当の増額、またコロナワクチン接種業務などを含む時間外勤務手当の増額なども合わせて見込んだ人件費の補正となっているものでございます。この黒潮町給与集中特別会計は、黒潮町職員の給与等人件費に関する処理を集中的に一括して管理することで、事務の簡略化を図ることを目的に設置されているもので、一般会計及び各特別会計に振り分けられた人件費の総額が当会計と一致するものとなっております。ただし、この会計には水道特別会計の職員と会計任用職員の給与等は含まれていないものとなっております。

それでは、歳出からの説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。1款1項1目給与等集中処理費の2節給与の2,521万3,000円の減額につきましては、人事院勧告に伴う一般職給与の改正を見込んだ増額と、現状職員の給与所要見込みによる減額を合わせたものとなっております。トータルで減額となっているもので、育児休業等で無給となっている職員の給与減額等が主な減額の要因となっているものです。同じく3節職員手当の845万3,000円の増額につきましては、一般職、特別職の諸手当について所要見込みによりそれぞれ補正額を計上しているもので、コロナワクチン接種業務等による職員時間外勤務手当などが増額の要因となっております。4節共済費の127万5,000円の増額につきましては、一般職特別職の人件費に伴う各種負担金等共済費について所要額見込みによりそれぞれ補正額を計上しているもので、一般職共済負担金の増加が増額の要因となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の6ページをご覧ください。1款1項1目諸収入の1節。給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる1,548万5,000円の減額となっております。

以上で、議案第55号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、議案第56号、令和4年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書は黄色の表紙の予算書です。

1ページをお開きください。この補正予算は既決予算の歳入歳出それぞれ327万1,000円を減額し、総額をそれぞれ17億8,232万円とするものです。主な補正内容としましては、人事院勧告や人事異動などを反映させ、人件費の減額補正などを行うものです。詳細につきましては歳入歳出事項別明細書にてご説明致します。

まず、歳出についてご説明致します。10ページをお開きください。1款1項1目総務管理費につきまして、336万円を減額をするものです。こちらが先ほどご説明致しました人件費の減額補正となっております。2節給料、3節職員手当、4節共済費をそれぞれ減額をしております。

続いて、11ページをお願いします。6款1項1目21節、積立金で6万円の増額をしております。こちらは財政調整基金の利子分を基金積立として計上をするものです。

次に、8款1項5目22節、償還金利子及び割引料として2万9,000円を増額をしております。こちらは国の特別調整交付金の確定に伴い、償還金が発生したため今回計上するものです。

次に、歳入をご説明致します。8ページにお戻りください。1款1項1目1節、医療給付費現年課税分、

366万8,000円の減額補正です。こちらにつきましては、歳出でご説明した人件費の減額補正に伴い収支調整のため減額を行うものです。

続いて、5款1項1目1節、利子及び配当金について5万9,000円の増額を行っております。こちらは歳出でご説明した、財政調整基金の利子分となります。

続いて6款、繰入金についてご説明致します。こちらは一般会計からの繰入金の金額確定による補正となっておりまして、1節保健基盤安定繰入金から7節その他一般会計繰入金までの6費目についてそれぞれ増減はありますが、トータルとして33万8,000円の増額補正を行うものです。

以上で、議案第56号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、議案第57号、令和4年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は52ページ。予算書はこのような薄いピンク色の表紙のものをご覧ください。

まず、予算書の1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入差出の総額をそれぞれ7,638万6,000円とするものであります。補正の主な理由につきましては、令和4年8月8日付の人事委員の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する、人事院勧告の措置に沿ったものであり、一般職の給与月額及び期末勤勉手当等の改定を見込んだ増額補正であります。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの、歳出事項別明細書をお開きください。1款1項1目、一般管理費の3節、職員手当の11万円の増額につきましては、人事院勧告に伴う一般職の期末勤勉手当の改正による増額補正であります。

次に、4節共済費の15万9,000円の増額につきましても、一般職の人件費に伴う各種負担金の共済費について所要見込額により、それぞれ補正額を計上しているものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の6ページにお戻りください。5款1項1目1節の一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の収支の調整を図るため、歳出と同額の26万9,000円を増額するものであります。

以上で、議案第57号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第58号、及び59号について一括で説明させていただきます。

まず、議案第58号、令和4年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は53ページです。オレンジ色の表紙の予算書をお願いします。

まず、1ページをお開きください。今回の補正は、第1条のとおり総額に歳入歳出それぞれ80万9,000円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を18億2,933万6,000円とするものでございます。今回の補正は人事院勧告の主旨に沿った給与会計及び専門職の担当する業務分担の変更による補正をさせていただいたものです。

まず歳出から説明させていただきます。10ページの歳出、事項別目明細書をお開きください。1款1項1目一般管理費の51万7,000円の増額補正は、介護保険系の職員等の給与、手当、共済費について調整

をするものです。3款地域支援事業費1項2目、介護予防生活支援サービス事業費の38万3,000円の減額補正につきましては、専門職の業務分担の変更による給料、手当、共済費の調整をしたものとなっております。11ページをお願いします。3款3項、包括的支援事業任意事業費、2目、権利擁護事業費の38万4,000円の減額及び3目、包括的継続的ケアマネジメント事業費の105万9,000円の増額補正につきましては、地域包括支援センターの業務分担の変更に伴い、適正な款項目から人件費を支出するよう調整を行いましたので、そのための補正となっております。

12ページをお願いします。3款3項4目任意事業費から8目、地域ケア会議推進事業までにつきましては、人件費にかかる財源の調整を行ったものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページにお戻りください。1款、保険料から9ページの7款繰入金につきましては介護保険法に基づき、歳出に対する国費、支払基金、県費、町費の負担分について振り分けをし、全体で、80万9,000円の増額補正を行い、全体を調整したものとなっております。

以上で、議案第58号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第59号、黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は54ページ、薄茶色の表紙の予算書をお願いします。

まず、1ページをお開きください。今回の補正は、第1条のとおり、総額から歳入、歳出それぞれ138万7,000円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額を、1,713万4,000円とするものでございます。今回の補正は、人事院勧告の主旨に沿った給与改定及び専門職の担当する業務分担の変更による補正をさせていただいたものでございます。

歳出から説明させていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。1款1項1目一般管理費の138万7,000円の減額補正は、今回の人事院勧告に伴い地域包括支援センターの職員等の給与、手当、共済費等について調整をするものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書6ページをお願いします。2款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出を減額補正することとなりましたので、町からの繰入額も同額を減額し、全体を調整するものです。

以上で、議案第59号の補足説明を終わります。

議案第58号と合わせて、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、議案第60号、令和4年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

予算書は水色の表紙の予算書です。1ページをお開きください。この補正予算は、既決予算の歳入歳出それぞれ50万1,000円を増額し、総額をそれぞれ2億2,613万8,000円とするものです。主な補正内容としましては、人事院勧告による職員給与改定や人事異動などを反映させ、人件費の増額補正を行うものです。詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書にてご説明致します。

まず、歳出についてご説明致します。7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきまして、50万1,000円を増額するものです。2節、給料、3節、職員手当、4節、共済費をそれぞれ増額しております。

次に、歳入をご説明致します。6ページにお戻りください。3款1項1目1節、事務費繰入金の50万1,000

円の増額補正につきましては、歳出でご説明した人件費の増額補正に伴いまして、事務費繰入金を増額追加計上をするものです。

以上で、議案第 60 号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第 61 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 56 ページでございます。予算書につきましては浅葱色の表紙のものとなります。

今回の補正は、人事院勧告による給与制度の改正及び職員の人事異動に伴います人件費の調整と、電気料金の値上げに伴う必要額の補正を行うものでございます。

予算書の 1 ページをお開きください。第 3 条予算では、第 1 款、水道事業費用の予算額を 76 万 7,000 円減額し、合計を 2 億 6,892 万 2,000 円とするものです。

次に 10 ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

収益的支出の 1 項、営業費用 1 目、原水及び浄水費の 21 節動力費、電気料でございますが、電気料金の値上げに伴う必要額、455 万 2,000 円の増額でございます。

次に 6 目総係費ですが、人事院勧告に伴う給与改正を見込んだ増額補正と、現状職員の給与所要見込みによる減額補正を併せ、トータルで減額補正となっております。

3 節給料が、226 万 4,000 円の減額。5 節手当が 187 万 3,000 円の減額。6 節賞与等引当金繰入額が、49 万 2,000 円の減額。7 節法定福利費が、60 万円の減額。8 節法定福利費繰入額が、9 万円の減額であり、総係費合計で、531 万 9,000 円の減額でございます。

1 目、原水及び浄水費と合わせた 1 項、営業費用で 76 万 7,000 円の減額となっております。

次の、11 ページからは、給与費明細書となっております。手当の内訳や増減理由別内訳等を記載しておりますので、ご確認をお願い致します。

恐れ入りますが、3 ページにお戻りください。ここからは、財務諸表になります。3 ページ、4 ページのキャッシュフロー計算書は、今回の補正予算に伴います 1 年間の現金の動きを表しております。5 ページは、会計期間における経営成績を表しました、予定損益計算書、6 ページから 9 ページにかけては、期末時点におきます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載しておりますので、ご確認をよろしくお願い致します。

以上で、議案第 61 号の補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、11 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 20 分

再 開 11 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 45 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町宮大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 51 号の質疑を終わります。

次に、議案第 52 号、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 52 号の質疑を終わります。

次に、議案第 53 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 53 号の質疑を終わります。

次の、議案第 54 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、15 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、16 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、16 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、19 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、21 款の質疑を終わります。

次に、歳入のうち、22 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入のうち、22 款の質疑を終わります。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

澳本君。

13 番 (澳本哲也君)

7 款 18 節、負担金補助金及び交付金の補助交付金で、1,747 万 6,000 円ですが、これ二つに分かれちゃうのですが、内容はどういうことでしょうか。お願いします。

議長 (小松孝年君)

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

それでは、ご質問にお答えを致します。

まず一つ目の、黒潮町新事業チャレンジ支援事業費補助金、これでございますけれども、これはジーンズ工房大方が生地の裁断量の増加と製品とサービスの質の向上を目的に、新たな自動裁断機を導入するものでございます。県の補助金を受けて導入致しますけれども、それに対して町の上乗せ補助をするものでございます。

次に、黒潮町産業振興推進総合支援事業費補助金でございますけれども、これは当初予算と 6 月補正でお認めいただきましたソルティープと土佐のあまみ屋の採かん施設等の施設増強の補助金でございましたけれども、現在は県の補助金だけしか、予算組みされておりません。先ほどと同様に、ジーンズ工房のときと同様に町の上乗せ補助、それをするものでございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

ほかに 7 款の質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

宮地君。

11 番 (宮地葉子君)

35 ページですが、学校給食費の需用費、賄材料費 295 万 7,000 円ですけれど、これは材料費が高騰したのでこういうふうになっているんじゃないかなと思うんですが、説明がなかったのでお聞きします。

それと、これは今年度分全部の賄材料費の値上げ分と、値上げじゃないですわね、補助するものと、そういうふうに捉えていいんでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、宮地議員のご質問にお答え致します。

宮地議員のご質問のとおり、この材料費が値上げになりまして、それで児童生徒の皆さんには、1 食当たり小学校が 260 円。中学校が 290 円をいただいております。しかし今までの高騰分を計算致しますと、1 食当たり 297 円の賄材料が必要でございます。従いまして、その差額分の小学生は 37 円分、中学生は 7 円分を、この 1 年間の部分を計算した不足するであろうというものを想定して計上をさせていただきました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに 10 款の質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、11 款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、第 1 表の質疑を終わります。

次に、第 2 表繰越明許費についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表についての質疑を終わります。

次に、第 3 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 3 表についての質疑を終わります。

次に、その他のことで質疑はありませんか。

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

37 ページですが、給与費明細書のところで、一般職で総括として職員数が 417 名、これは補正前と補正後同じです。給料を見ますと、2,130 万 3,000 円減額になっているんですけど、職員数は変わらないんですけど、あまりにも大きな金額が減額になってますので、その理由をお聞きします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、宮地議員のご質問にお答え致します。この37ページもう1回開いていただきまして、中盤あたりに、アの会計年度人用職員以外の職員ということで、職員の給与として172人から171人に1名減っております。まずこの1名の分も、この給与の減額の要因となりますが、この大きな要因としましては、休職とか、育児休業これらに係る職員が全部で11人おります。その給与の明細、当初については全額出勤する見込みで計上していたものを、今度実績見込みにより全体を所要見込額を計算して、減額したことによってこの2,130万3,000円の減額となっているものでございます。

次のページをお開きください。次の38ページの中盤あたりに、カッコ2で給与及び職員手当等増減額の明細ということで、給与というところが上のところがございます。そこには給与改定に伴う増減分として、224万円。それからその他の増減分として、2,354万3,000円という記載がございます。この上の給与改定に伴うというものについては、この人事院勧告に伴いまして、増額となった分でございます。給与が改定されまして、増額となった分が224万円。さらに今申しましたように、2,354万3,000円、これについては実績見込みによって、いわゆる大きいのは、そういう休業で無給となった職員の給与も含めて所要見込みを出したところによって減額された金額、ということになっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかにその他の何か質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号、令和4年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号、令和4年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号、令和4年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、令和4年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 58 号の質疑を終わります。

次に、議案第 59 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 59 号の質疑を終わります。

次に、議案第 60 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております、議案第 45 号から議案第 61 号までは、お手元にお配りしております、委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。

散会時間 11 時 45 分